二　資産の価格変動により積立金の額が低下する危険を考慮するものであり、かつ、基礎率と実績とが乖離することに伴い発生しうる危険を考慮するよう努めているものであること。ただし、リスク分担型企業年金を実施する場合にあっては、予定利率と実績とが乖離することに伴い発生しうる危険を考慮するものであること。

三　信頼できるデータ、情報及び手法を用いるものであること。

（特別算定方法の変更の承認）

第四条　事業主等は、特別算定承認に係る算定方法（以下「特別算定方法」という。）を変更するときは、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

2　前条第三項から第五項までの規定は、前項の変更の承認について準用する。

（特別算定方法の中止）

第五条　事業主等は、特別算定方法の使用を中止するときは、その旨及びその理由を記載した書類を厚生労働大臣に提出しなければならない。

（年金数理人の所見を踏まえた措置）

第六条　年金数理人が法第九十七条第一項の規定に基づき、同項の年金数理に関する業務に係る書類に特別算定方法の内容又は特別算定方法を使用することが不適当である旨の所見を付した場合には、事業主等は、特別算定方法の内容が適当となるよう特別算定方法を変更し、又は特別算定方法の使用を中止しなければならない。

（簡易な基準に基づく確定給付企業年金における財政悪化リスク相当額）

第七条　第二条及び第三条の規定にかかわらず、規則第六十五条に規定する簡易な基準に基づく確定給付企業年金における財政悪化リスク相当額は零とする。

別表

資産の区分	リスク係数
国内債券	五パーセント
国内株式	五十パーセント
外国債券	二十五パーセント
外国株式	五十パーセント
一般勘定	○パーセント
短期資産	○パーセント

備考

一　国内債券とは、次に掲げる資産をいう。

イ　国債、地方債、特別の法律により法人の発行する債券及び社債券（第三号イに該当する資産を除く。）

ロ　非居住者（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。）の発行する本邦通貨をもって表示される債券

ハ　主としてイ及びロの資産に運用する令第四十四条第一号イの受益証券又は投資証券、投資法人債若しくは外国投資証券（以下「受益証券等」という。）

ニ　主としてイ及びロの資産に運用する法第六十五条第一項第一号に規定する信託又は令第四十四条第二号への方法により運用する信託（以下「信託」という。）の受益権

ホ　生命保険会社の特別勘定（保険業法（平成七年法律第百五号）第百十八条に規定する特別勘定をいう。以下同じ。）を設ける保険契約に係る資産のうち主としてイ、ロ及びハの資産に運用するもの

ヘ　イからホまでの資産に準ずるもの

二　国内株式とは、次に掲げる資産をいう。

イ　株式、新株予約権証券及び特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（第四号イに該当する資産を除く。）

ロ　主としてイの資産に運用する受益証券等

ハ　主としてイの資産に運用する信託の受益権

ニ　生命保険会社の特別勘定を設ける保険契約に係る資産のうち主としてイ及びロの資産に運用するもの

ホ　イからニまでの資産に準ずるもの

三　外国債券とは、次に掲げる資産をいう。

イ　外国通貨をもって表示される債券

ロ　主としてイの資産に運用する受益証券等

ハ　主としてイの資産に運用する信託の受益権

ニ　生命保険会社の特別勘定を設ける保険契約に係る資産のうち主としてイ及びロの資産に運用するもの

ホ　イからニまでの資産に準ずるもの

四　外国株式とは、次に掲げる資産をいう。

イ　外国通貨をもって表示される株式及び新株予約権証券

ロ　主としてイの資産に運用する受益証券等

ハ　主としてイの資産に運用する信託の受益権

ニ　生命保険会社の特別勘定を設ける保険契約に係る資産のうち主としてイ及びロの資産に運用するもの

ホ　イからニまでの資産に準ずるもの

五　一般勘定とは、保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第七十五条の二第一項第一号に規定する一般勘定を設ける保険契約に係る資産その他これに準ずる資産をいう。

六　短期資産とは、現金、預貯金その他これらに類する資産をいう。

○経済産業省告示第二百九十号

下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）第三条第一項の規定に基づき、振興基準を定めたので、同条第四項の規定に基づき、その要旨を告示する。

なお、平成二十五年九月十九日経済産業省告示第百九十八号（下請中小企業振興法第三条第一項の規定に基づく振興基準）は廃止する。

平成二十八年十二月十四日

経済産業大臣　世耕　弘成

振興基準

下請中小企業は、我が国産業の広範な分野における社会的分業の担い手として、様々な製品やサービスの重要な部分を提供するなど、我が国経済の発展と国際競争力の向上に極めて重要な役割を果たしてきている。

そもそも中小企業は、その事業活動を通じて、新たな産業を創出し、就業の機会を増大させ、市場における競争を促進し、地域における経済の活性化を促進するなど我が国経済に重要な役割を果たしており、その提供する技術力やサービス力は、我が国企業の製品やサービスの高い品質、安心・安全を支え、ひいては、国内外で「日本ブランド」が有する高い評価を支えてきた。

他方、下請中小企業を取り巻く環境は近年大きく変化し、多くの局面では厳しさを増している。大企業の製造拠点等の海外進出やグローバルな調達活動の進展、原材料やエネルギーの国際市況の目まぐるしい変動、商品・サービスのコモディティ化やライフサイクルの短期化、同一規格大量生産の製品・サービスから少量多品種・カスタマイズされた商品・サービスへの消費者嗜好の変化、ＩｏＴや